

## 島根県収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の**販売**は  
令和8年3月末まで

証紙の**使用**は  
令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の  
**還付**は  
令和13年3月末まで

購入後、使用しなかった収入証紙は…

令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後県のホームページ等でお知らせします。

### 収入証紙に代わる納付方法について

令和8年4月からは、次のいずれかにより納付をお願いします。

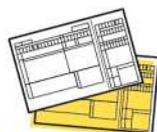
#### 1. オンラインでの納付



しまね電子申請サービスを利用して、オンラインでの納付手続きが可能となります。

- ・クレジットカード（VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club）
- ・Pay-easy（ペイジー）（インターネットバンキング、Pay-easy 対応 ATM）
- ・PayPay

#### 2. 納付書での納付



県から交付を受けた納付書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。

**建築基準法に基づく手続き等の手数料納付方法の詳細についてはこちら**

URL: [https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/ki\\_jyunhou/tesuuryounouhuhouhou/](https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/ki_jyunhou/tesuuryounouhuhouhou/)



#### お問い合わせ先

島根県土木部建築住宅課建築物安全推進室建築法令係

電話：0852-22-5219 E-mail：kentiku-anken@pref.shimane.lg.jp

島根県収入証紙の廃止についてはこちら

島根県収入証紙廃止

検索

